

使用料の返還（条例第8条）

既に徴収した使用料については、原則として返還しませんが、次のいずれかに該当する場合は使用料の全額又は半額を返還します。

返還に当たっては、使用者から使用許可取消及び使用料返還申請書（様式5）又は使用許可変更及び使用料返還申請書（様式6）を提出していただき、速やかに区生活課へ送付してください。

(1) 使用者の責めに帰することができない理由により使用することができない場合…全額返還

<事例>

- ・ 台風、洪水、地震、火災その他の災害のために建物が損傷又は故障し、一般の使用に供することが困難又は危険な状態となったとき。
- ・ 台風、洪水、地震、火災その他の災害のために福祉センターを避難場所として使用するため、一般の使用に供することが困難となったとき。
- ・ 使用するに当たり第三者の妨害等により使用できなくなったとき。
- ・ 建物の改修工事等を緊急に行う必要が生じたとき。
- ・ 公職選挙法による個人演説会にかかる使用料の還付については、公職選挙法施行令第120条第2項の規定によるものとします。

※ 公職選挙法施行令第120条第2項

「個人演説会の施設の管理者は、候補者がこれを使用すべき日の2日前までにこれを使用しない旨を申し出た場合又は天災その他やむをえない事由が生じたためこれを使用できなくなった場合においては、前項の規程により候補者が納付した納付金を候補者に返さなければならない。」

(参考)

公職選挙法第163条の「開催すべき日前2日まで」の期間計算は「実務と研修のためのわかりやすい公職選挙法」（選挙制度研究会編）では、「開催すべき日の前日を第1日として逆算し、2日までの意」とある。

(2) 使用日の前日までに使用の取消し又は変更を申し出た場合……………半額返還

(3) 使用日の1週間前までに使用の取消し又は変更を申し出た場合……全額返還

変更による返還の例…使用時間の短縮、使用する室の変更 等

「申し出」の意思表示は、口頭によるものでも意思表示とみなします。申し出がなされた日をもって受付日とします。

[参考]

「1週間前まで」…使用日の8日前までに申し出た場合⇒全額返還

「前日まで」…使用日の7日前から前日までに申し出た場合⇒半額返還

1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日
(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)
8日前	7日前	6日前	5日前	4日前	3日前	2日前	1日前	使用日
1週間前 まで							前日まで	

全額
返還



半額
返還



1週間前が休館の場合は、その翌日まで

22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日
(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)
休館								
8日前	7日前	6日前	5日前	4日前	3日前	2日前	1日前	使用日
休館日のため	1週間前まで						前日まで	

全額返還 (from 23rd to 29th)
半額返還 (from 30th onwards)

前日が休館日のときは、使用当日の供用開始時刻まで

15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日
(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)
							休館	
8日前	7日前	6日前	5日前	4日前	3日前	2日前	1日前	使用日
1週間前まで							休館日のため	前日まで

全額返還 (from 15th to 21st)
半額返還 (from 22nd onwards)

1週間前が休館日のときは、直後の開館日まで

12月			1月					
29日	30日	31日	1日	2日	3日	4日	5日	6日
(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)
休館	休館	休館	休館	休館	休館			
8日前	7日前	6日前	5日前	4日前	3日前	2日前	1日前	使用日
休館日のため	休館日のため	休館日のため	休館日のため	休館日のため	休館日のため	1週間前まで	前日まで	

全額返還 (from 29th to 5th)
半額返還 (from 6th onwards)